資料２

温室効果ガス排出量算定方法検討会の進め方について

１．背景・目的

気候変動枠組条約第４条及び関連する締約国会議決議により、附属書Ｉ締約国（いわゆる先進国）は、自国の温室効果ガスの排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、条約事務局に毎年４月 15 日まで（遅くとも５月 27 日まで）に前々年のインベントリを提出することとされている。また、京都議定書の第３条は、附属書Ｉ締約国に温室効果ガスの全体の量が約束期間内（2008-2012 年）に割当量を超えないことを確保することを求めているが、その割当量は締約国決議（Decision 19/CP.7）により、2007 年１月１日までに確定された 1990 年のインベントリに基づき算定されることとされている。さらに、割当量の決定は京都メカニズムの参加要件の１つとされていることから、京都メカニズムを第１約束期間当初より円滑に活用していくためには、2006 年 9 月 1 日までに、基準年のインベントリを確定し、割当量報告書を条約事務局に提出することが望ましい。

また、地球温暖化対策推進法第 20 条の２及び第 21 条は、政府・自治体が実行計画に基づく措置の実施状況を公表する際に温室効果ガスの総排出量を公表することとしており、その算定方法に必要な排出係数を同法施行令第３条第１項により定めている。さらに、同法は、本年６月の改正により、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者等に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」が導入されることとなり、これらの規定は 2006 年４月１日に施行されることとなっている。

以上を踏まえ、京都議定書への対応に必要な期日までにインベントリの算定方法等をより精緻化すべく検討するとともに、改正地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」の実施について、最新の知見を踏まえ検討するため、平成 17 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催する。

２．検討事項

① 各排出源の温室効果ガス排出量・吸収量の算定方法等の評価・検討に関すること
② 排出量の不確実性評価に関すること
③ ＱＡ／ＱＣ（品質保証／品質管理）計画の検討に関すること
④ インベントリ（共通報告様式（ＣＲＦ）、国家インベントリ報告書（ＮＩＲ））の作成に関すること　等

３．開催予定

第１回：（本日）

第２回：改正地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」の実施について（９月下旬）

第３回：2004 年度インベントリ算定方針について（2006 年１月）